

令和9年4月に小学校・中学校に入学予定のお子様の保護者の方へ

就学援助 新入学学用品費の入学前支給のお知らせ

経済的に困りの保護者の方を対象として、令和9年度に小学校・中学校に入学されるお子様がいらっしゃるご家庭に、就学援助費の一部として入学準備に必要な費用を入学前に援助します。

新入学学用品費とは

就学援助費の一部である「新入学児童生徒学用品費」を、入学前の時期に支給するものです。制服やランドセル、体操服等の入学時に必要な学用品を購入する費用の一部を援助するために支給します。

【支給額】 64,300円（新小学1年生） 81,000円（新中学1年生）

※令和8年度の額であり、変更になる場合があります。

援助の対象となる方

（１）令和9年4月に市内の小学校・中学校に入学予定のお子様がいる方

（２）申請時に井原市に住民登録がある方

※ 3月末までに市外へ転出する方は申請をしないでください。

支給を受けた後、市外へ転出された場合は、返還していただきます。

（３）裏面の就学援助制度の認定基準に該当する方

（ただし、生活保護受給者の方は生活保護費から入学準備金が支給されるため対象になりません。）

申請方法・申請時期について

	新小学1年生	新中学1年生
申請期間	令和8年12月1日～18日	
申請に必要なもの	① 申請書（井原市教育委員会 学校教育課にあります） ② 裏面の就学援助の要件に応じた証明書類（いずれか1つ） ※ 現在、就学援助費を受給している兄・姉がいる場合は、証明書類は不要です。	① 申請書（通学中の小学校または井原市教育委員会 学校教育課にあります） ② 裏面の就学援助の要件に応じた証明書類（いずれか1つ） ※ 現在、就学援助を受給している場合は、証明書類は不要です。
提出先	井原市教育委員会 学校教育課（井原市役所 4階）	

※ 申請書は井原市ホームページからダウンロードすることもできます。

「就学援助費交付申請書（新入学学用品費 入学前支給用）」の様式（縦向き）をご使用ください。

認定と支給について

1月下旬に、申請の結果を郵送で通知し、2月上旬に支給します。

就学援助制度の認定基準

次のいずれか一つの要件に該当すれば、就学援助を受けることができます。

	要 件	申請に必要な証明書類
①	世帯全員の市民税が非課税又は減額もしくは免除になっている。	不要
②	児童扶養手当の支給を受けている。	児童扶養手当の証書の写し
③	国民年金保険料が免除になっている。	国民年金保険料免除申請承認通知の写し
④	国民健康保険税が減免又は免除になっている。	不要
⑤	生活保護が停止又は廃止になって、なお生活が苦しく諸学費の支払いに困っている。	不要
⑥	その他経済的な理由によって、児童・生徒が就学困難となる特別な事情がある。	不要

※ ①、⑤、⑥に該当する方で、令和8年1月1日に井原市に住民登録のない方は、その時点で住民登録のある市町村が発行する「市町村民税所得課税証明書」を添付してください。

参考：就学援助の支給内容（令和8年度）

支給費目	小学校	中学校
学用品費（年額）	11,630円	22,730円
通学用品費（年額）1年生除く	2,270円	2,270円
給食費	実 費	実 費
新入学学用品費	64,300円	81,000円
校外活動費（宿泊なし） （宿泊あり）	上限額 1,600円	上限額 2,310円
	上限額 3,690円	上限額 6,210円
修学旅行費	実 費	実 費
医療費	学校健康診断において治療指示を受けた学校病 （虫歯・中耳炎・トラコーマ・寄生虫病など）	

令和9年度の就学援助費（新入学学用品費以外）は別途申請が必要です。

新入学学用品費や就学援助費についてご不明な点等がありましたら、下記までお問い合わせください。

【問い合わせ先】 〒715-8601 井原市井原町311番地1
井原市教育委員会 学校教育課 （市役所4階）
Tel 0866-62-9532